

暮らしの中の民法と相続

～「生活者」の視点から～

- ①「民法」暮らしの中で無意識に使っている民法について、契約や所有権等詳しく知りましょう。
- ②「相続」民法の知識で、正確に読み解けばわかりやすいですよ。キーワードは所有権。
- ③相続は仏教用語で、〔相＝すがた〕先代から引き継いだ「相:すがた」を次代に続けていくこと。財産だけではありません。先祖から、大切な命、人間関係や家訓などを受け継いでいます。

行政書士・ファイナンシャルプランナー 石原隆彰

プロフィール

- **石原隆彰** (いしはら たかあき)
- **1955年**高砂市の**小松原**に出生。
- 出生時の家族: 曾祖父母、祖父母、両親、叔父
明治6年に隣の本家から分家された5代目。**母方**
は、船頭の**神吉家**。
- 荒井幼・小・中学校、加古川東高、関西学院大学
- **加古川市役所** (39年勤務): **市民相談**、**浜の宮公民館**、健康課など～公設地方卸売市場長
- 現在、**行政書士**、**2級ファイナンシャルプランナー**、**宅地建物取引士**、行政書士相談員、**民生児童委員**、**水利委員**等、日本**応用老年学会**会員、高砂市高齢者大学4年生 **FP3級はお勧めです!**

消費生活クイズ

(徳島県の高校生用)

- 【Q1】店で買い物をするとき、契約
が成立するのはいつ？
- ①店員が「かしこまりました」と言ったとき
- ②代金を支払ったとき
- ③商品を受け取ったとき

消費生活クイズ回答

(回答率は平成30年度徳島県調査)

- 【Q1】店で買い物、契約はいつ成立する？

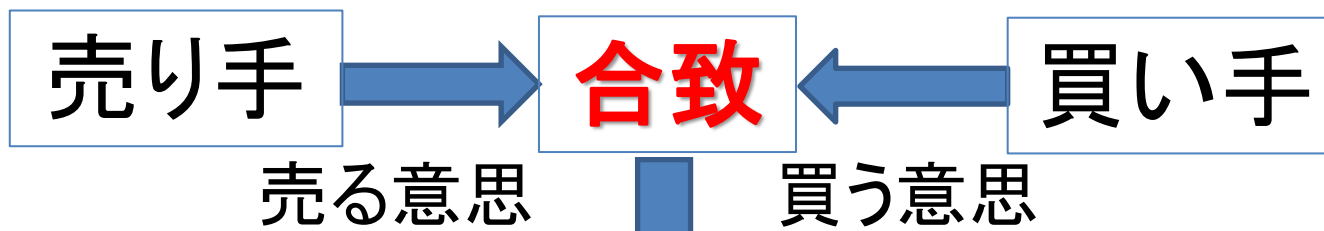
61. 9% : ③代金を支払ったとき

22. 4% : ②商品を受け取ったとき

正解 11. 5% ①店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき 諾成契約

- ※契約の成立で、なぜ自分のものになるの？

所有権(民206条)が買い手に移ったから。



『契約』が成立

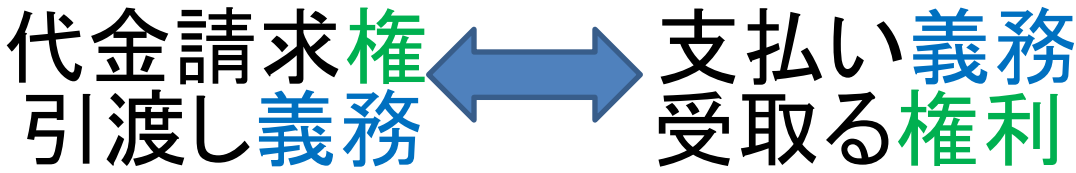
所有権が移転

権利・義務が発生




法律要件

法律効果



『契約』って？ 「約束」とはどこが違う？

- 「**契約**」は、約束した内容の実現を法律で縛られる。「**契約**」が「**法律効果**」を発生させる行為のため。契約を守ってもらえない人を保護。
- 「**約束**」は、法律の縛りなし  口約束で成立
- 【契約の成立と方式】 ①契約の**申込み**と相手方の**承諾**で**成立**。②書面の作成等は**不要**。(民522条)
- 【契約関係の成立と終了】 売買契約成立で、品物の引渡義務と代金支払義務の発生。義務履行で終了。

「自分のもの」であるとは？

- 自分のものである＝**所有**していること。
- 「**所有する**」とは、ものを支配して、①「**使用**」、②「**収益**（貸す等）」、③「**処分**（売る、捨てる、食べる等）」できること。
- 「**所有権**」とは、【**民法206条**】で認めた「**所有（支配）する権利**」。
- 次の3つの性質があります。
見えない・守られている・なくならない
- ※ キーワードは、【所有権】 相続も

所有権（民法206条）の性質

【**観念性**】目に見えませんが

所有者は、現実に目的物を所持（占有）していなくても、物の支配権（使用・収益・処分）＝所有権が帰属する（肯定される）こと。

【**絶対性**】

基本的人権の「財産権」

- ①所有者が誰に対してもその権利を主張可能。
- ②所有権は国家を含め誰からも侵害されない。

【**恒久性**】移転するだけです。

目的物が存在する限り、永久に存続する。

暮らしの中の民法(予め用意)

- 分かっているようで、きちんとわかっていないのが、民法。
- 知らなくても、守っているのも、民法。
- それは、民法が、社会の伝統や常識を法律にしたものだからです。
- 市民が暮らす社会(契約社会)の基本的なこと、一般的な常識を定めている法律。現在1050条。毎日無意識に使っている。

「民法」とは、どんな法律？

- 争いごとが起きた時、定めがなくても、予め「**決め事**や**解決のルール**」を用意してくれている**親切な法律**。
- 自由な**決め事を優先**する「**任意規定**」が多い。⇔「**強行規定**」はそれが**優先**。
- 民法は**一般法**で、**特別法の規定**が民法の規定に**優先**。商法、借地借家法、消費者契約法、**任意後見契約法**。。。。

「民法」の構成は？

【私法の基本法】

- ①私法関係の基本的な仕組みと
- ②問題の解決方法（利害調整等）を規定
- ①「財産法」（財産関係の規律）と
- ②「家族法」（親族法と相続法で構成）
- 「パンデクテン方式」 共通する事項を『総則』に

民法の構造

人

権利の主体

所有

人⇒物

物

権利の客体

契約

人⇔人

民法の4要素《人・物・所有・契約》

- ① **人**：権利の**主体**。私権の享有は出生に始まる。(民3条)
- ② **物**：権利の**客体**(人以外) **当事者になれない**。(民85条：物とは有体物)
- ③ **所有**：人⇒物 権利の主体と客体の関係
所有権(**使用、収益、処分**)する権利(民206条) ペットは物を所有できない
- ④ **契約**：人⇔人 権利の主体と主体の関係(民521条、522条等)

私的自治の原則と民法（契約の自由）

- 「私的自治」: 憲法の下、①契約の自由、②団体の自由、③遺言の自由。
- 法律等の範囲での決定事項が、民法の規定よりも優先される任意規定が多い。
- 「①契約の自由 4項目」 ①契約締結 ②相手方選択 ③契約内容 ④契約方法。
- 【民1条 ≪自由に対する歯止め≫】
①公共の福祉②信義誠実③権利濫用禁止

法律・民法のまとめ

- 【契約社会】 毎日の生活は、「契約」の連続。
- 【契約と約束は違う】 「契約」は、成立すると約束した内容に法律で縛られる。「約束」には、法律の縛りなし。
- 【契約の成立】 ほとんどの契約は、口約束（電話等）で成立。売買契約では、一方がある品物を引渡しを約束し、相手方がその代金支払いを約束した瞬間に成立して、その品物（所有権）は相手方のものになる。
- 【契約関係】 契約成立で、お互いに、品物を引き渡す義務と、代金を支払い義務に縛られる。お互いに義務を果たすことで、この契約関係が終了。
- 約束を守られないと困る人を、法律が守っている。
- 民法：決め事がなくても、予め定めてある親切な法律。

クーリング・オフ制度(例外)

- 契約を一方的に解除できる制度。 該当する取引であれば、最初からなかったことになる。
- 契約書面の受領から、8日・20日以内に通知
- 特定商取引法関係(消費者保護)
- 訪問販売・購入、電話勧誘、マルチ商法、特定継続役務提供など (電話申込等は非該当)
- 通知は、内容証明郵便など記録の残る方法で
- 困ったときは、全国共通番号188(いやや)に
- ※ 返品特約があれば解約出来るが、安易な返事や口約束には注意が必要。 諦めずに相談。

民法から「相続」を見ると

- 一言で、「相続」とは、死亡を原因とする「所有権」の移転の形態と言えます。
- 誰かの「もの」が、その人の死亡（死者は所有権がなくなるので）により、どのように、動いていくかということなのです。法律で、相続人が定められています。【法定相続人】
※ 法的な安定性を確保するために。

所有権の移動形態（契約と相続）

- 所有権は、憲法（財産権＝基本的人権）や法律で守られています。
- 所有権が他人に移動する典型は、契約等（生前）と相続（死後）です。
- 相続とは、死亡を原因とする所有権の移転の形態です。死亡とともに、即、法定相続人の共有（遺産共有）となります。
- 遺産相続は、所有権の流れの手続きと言えます。

法律行為（契約など）

【定義】

人が法律上の権利の発生・変更・消滅（**法律効果**）を望む意思（**効果意思**）に基いてする行為。

【3つの形態】

① **単独行為** ○ → 単独の意思表示

② **契約** ○ ↔ ○ 申込み・承諾

③ **合同行為** ○ → 合同の意思表示

遺産相続の流れ(順番が大切)

- I 遺言書(いごんしょ)の確認
 - II 遺産と相続人の確認
 - III 相続の選択肢(3つ)
 - IV 遺産分割協議
- 流れを間違わないように。間違うとやり直しになることも。

- ・相続は、「死亡」によって開始。(民882条)
- ・相続人は、被相続人(死亡者)の財産上の権利義務(負債も含む)すべてを当然に承継する。(共有状態＝遺産共有)。
- ・遺産相続は、死亡を原因とする所有権の移転形態と言える。

I 遺言の確認

- **最初**に、家の中、**公証人役場、法務局**で確認。**自筆証書**は**要検認**⇒**家庭裁判所**。
- ※ 後から遺言書が出てきたら、やり直しに。
- 「**有効な遺言書**」⇒内容の通りに実行。
- **全員の合意**⇒遺言と**違う**分割も可能。
- 一人でも遺言通りの配分の主張があれば、遺言が法定相続分に**優先**。(民902条)
- **法定相続分**(民900条)⇒「**任意規定**」で**権利**ではない。遺留分は**権利**(**強行規定**)

「遺言のない場合」

- II～IVの手続きを進める。
- 死亡後即、一旦、遺産共有の状態に。
- 遺産共有の財産の分割を、相続人全員（＝共有者）で話し合って決めることに。
（遺産分割協議）
- 預貯金も遺産共有に含まれるので、協議中は固定されたまま。法改正で一部引出可能。

Ⅱ 相続財産と相続人の確認

「相続財産の詳細」

全ての相続財産について把握。

預貯金や不動産等のプラスの財産だけでなく、負債などマイナスの財産(借金等)ももれなく。

「すべての相続人の確認」

戸籍で、配偶者と血族相続人(第1順位: 子、第2順: 直系尊属、第3順位: 兄弟姉妹)を把握し、【相続情報一覧図】を作る。

- **被相続人の戸籍**を取得して確認。
出生～死亡までの全戸籍謄本（**除籍も**）。
 - 戸籍に従って正確な「**家系図**」を作って
相続権のある者を確定。
 - **法務局**で、「**法定相続情報証明制度**」の
手続き⇒一枚の相続関係の**証明書**
法務省のHPに**フォーマット**があります。
 - **無料で何通でも証明書を発行**。以後は、
戸籍はほぼ不要に。（以前は戸籍の束）
- ※ 生前にご自身で作成準備をお勧め！**

法定相続情報一覧図

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載する。（最後の本籍の記載は、申出人の任意であるが、住民票の除票等が市区町村において開示されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する。）

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所
○県○市○町○番地

最後の本籍
○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 令和○年○月○日
(被相続人)

法務太郎

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(長男)

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(長女)

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(二男)

以下余白

作成日: 令和○年○月○日
作成者: 住所 ○県○市○町○番地
氏名 ○○ ○○ 印

被相続人の氏名を記載する。

申出人となる相続人には、「(申出人)」と併記する。

相続人の住所の記載は任意である。記載する場合は、住民票の写し等にあるとおり記載するとともに、その住民票の写し等を提出する必要がある。記載しない場合は、「住所」の項目を削除する。

作成者は作成した日を記載し、自身の住所を記載の上、署名又は記号押印する。

※法定相続情報一覧図は、A4サイズの用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。また、文字は、直接パソコンを使用し入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン(摩擦等により見えなくなるものは不可)で、楷書ではっきりと書いてください。

法務省のホームページには、Excel等のフォーマット。

最新の戸籍以外は、使用期限は原則なし。

生まれてからの戸籍を、予め取得され、左図も親子で作成されておくことをお勧めします。

Ⅲ 相続の三つの**選択肢**

①単純承認 ②限定承認 ③相続放棄

全ての情報がそろったら、相続を知った日から3か月以内（熟慮期間）に相続の判断。

①「**単純承認**」

プラスもマイナスも**すべての財産**を相続。
特別な**手続きは必要なく**、**3か月经過**すれば、
自動的に「単純承認」に。それまでに相続財
産を処分など使っておれば**承認とみなされ**
ます。

相続したくなければ、②**限定承認**か③**相続放棄**。

② 限定承認

借金の金額が不明の時、プラスの財産で清算し、残余財産が出た場合のみ相続する方式。

限定承認は、相続人が個別には行えず、知ってから3か月以内に、全員で家庭裁判所に手続きする必要。

③ 相続放棄

- 放棄の効果⇒最初から相続人でなかった。
 - 被相続人が債務超過の場合などに必要。
 - 相続人ごとに家庭裁判所に申請可能。
 - 子が放棄すると、親、兄弟に相続権が及ぶので、その範囲の相続人に連絡する方が望ましい。知ってから3か月で単純承認。相続財産の処分も単純承認とみなされる。
- ※ 遺産分割協議の相続分なし≠相続放棄。
必ず、家庭裁判所に申述すること。

※ **限定承認**（全員）、**相続放棄**（個別）ともに、「**家庭裁判所**」で行う（申述）必要。

※ **遺産分割協議**で、「**相続分なし**」で遺産分割協議書に署名・押印したり、遺産を相続しない合意書等だけで相続放棄と誤認（勘違い）しているケースも。相続人間でのみ有効。**債権者には効力なし。**

※ 相続争いは**時間と費用**を伴い**家族関係**も修復不可能に。**生前**（遺言作成）**前**に、**良好な家族関係**の構築が肝要。

IV 遺産分割協議

- 相続人**全員**の合意で、わけ方は自由。
- 法定相続分(民900条)は任意規定で、**遺言・合意が優先**。(民902条)
- 相続税申告**納税**期限⇒開始から**10か月**。
- 期限内に分割が完了(相続分の確定)していないと、相続税の**特別控除**が受けられない場合も。**不動産**は、共有名義のすると、後日の売却等で困難になるケースも。
- 協議**不成立時**⇒家庭裁判所の**調停・審判**。

①【遺産分割調停】

調停委員を介して、自分の遺産の取り分を主張して、話し合いを進めていきます。

②【遺産分割審判】

提出された書類や当事者の希望や主張をもとに、裁判所が「審判」を下して、分割方法を指定します。

※ 相続争いは、時間と多くの費用を費やし、家族関係は修復不可能になる可能性。

遺言作成時は、生前から、問題解決型の良質な人間関係の構築が肝要。

相続争いのよくある要因

- 任意規定である**法定相続分**(民900条)を**権利と間違っている**。(遺留分は権利)
- 前の所有者(被相続人)が**不存在**。(特に、両親ともになくなった**2次相続**でもめやすい)
- 相続人に**損失回避性**などが特性が働く。
【**プロスペクト理論**】: **損は得の2.25倍**に感じる。全員が遺産分割で我慢している可能性。
【**スパイト行動**】: 自分の**損**は、相手にもさせたい。実験: 日本人はいじわるな民族とか

人の判断や行動は、**心理**に左右

- **プロスペクト理論**: 「**行動経済学**」の中心理論
(人間は、勘定よりも「**感情**」で動くことが多い)
- **損失回避傾向**(**損失の痛み**を避けたがる)
- **保有効果**(保有しているものの**価値は高く感じて、失うと心が痛む**⇒**痛みを避けたい**)
- マグカップ(500円程度)の実験
半数にマグカップを与えて**売り手**(**持って帰ってもよい**)に、もらえなかった半数を**買い手**として、**入札で実験**。 **結果は？**

遺言書を書いた方がいい人は？

- 認知症の疑いがある推定相続人がいる。
- 結婚を2回以上していて、それぞれに実子がある。すべての実子に遺留分あり。
- 子供が一人もいない。相続人が多人数でその代襲相続も。兄弟姉妹に遺留分なし。
- 家業等がある。 事業用資産や経営権等。
- 多額の負債を抱えた推定相続人がある。
- 法定相続分では不公平。(平等≠公平)

遺言書

- 種類:(1)白筆証書遺言(民法改正で方式緩和)、(2)秘密証書遺言、(3)公正証書遺言
- 内容:包括遺贈、特定遺贈、特定財産承継遺言(相続させる)。法定遺言事項と付言事項。
- 弱点:日付優先、単独行為、内容の有効性
- ◆「死因贈与(民554条)」:死亡を原因とする贈与契約。当事者間の意思の合致により成立。不動産の場合は仮登記も可能。

遺言は、紙・ペン・印で**数分で書ける**。

要件は4つ (民法第986条)

① **全文手書き** (財産目録はパソコン書きも可)

② **日付 (明確に)**

③ **名前 (戸籍と同一に)**

④ **印鑑** (認印でも可)

※ **要件**を欠いた遺言書は、全部または一部が**無効**に。

また、内容により効力が生じない場合も。**付言事項等**。

遺言書

私のすべての財産は、
妻の齡明園子に相続させる。

令和〇年〇月〇日

齡明太郎 (印)

遺言についての誤解

- 遺言は、**所有権の移転先**の指定。想いを残すためのものではない。**付言事項**は簡潔に(詳しく書きすぎるともめる原因にも)。
- 想いは、生前、**家族全員に**。**家系の伝承**。
- 遺言の存在がもめる原因にも。誰が～？
- 遺言は、相手のない**単独行為**。登記も出来ず。**全員合意の遺産分割協議**が優先。
- 遺言は、**死後に効力**。生前中は無力。
- 遺言を**補完する対策**が必要。

高齢期（認知症等）の財産管理等

★【問題点】「何もしない」でいると、
「**認知症**」等で**判断能力**がなくなると、**契約等が不可能に**。契約社会で生きられなくなる。

【**法定後見制度**】⇒家庭裁判所等の指導・管理の下、**財産が凍結状態**で、**自由に使えなくなる**。
開始理由：**認知症：63%** **親族以外後見人：78%**

【**任意後見制度**】⇒前述

【**信託契約**】 前述のとおり、**一枚の『家族信託契約書』でカバー**。財布を二つに分ける感覚。任意後見制度の補完適用も必要。

【家族信託】とは

- 契約で、財産の①管理や②承継（相続）等を、家族に託す財産管理手法。次の三者で構成。遺言の代わりにも。

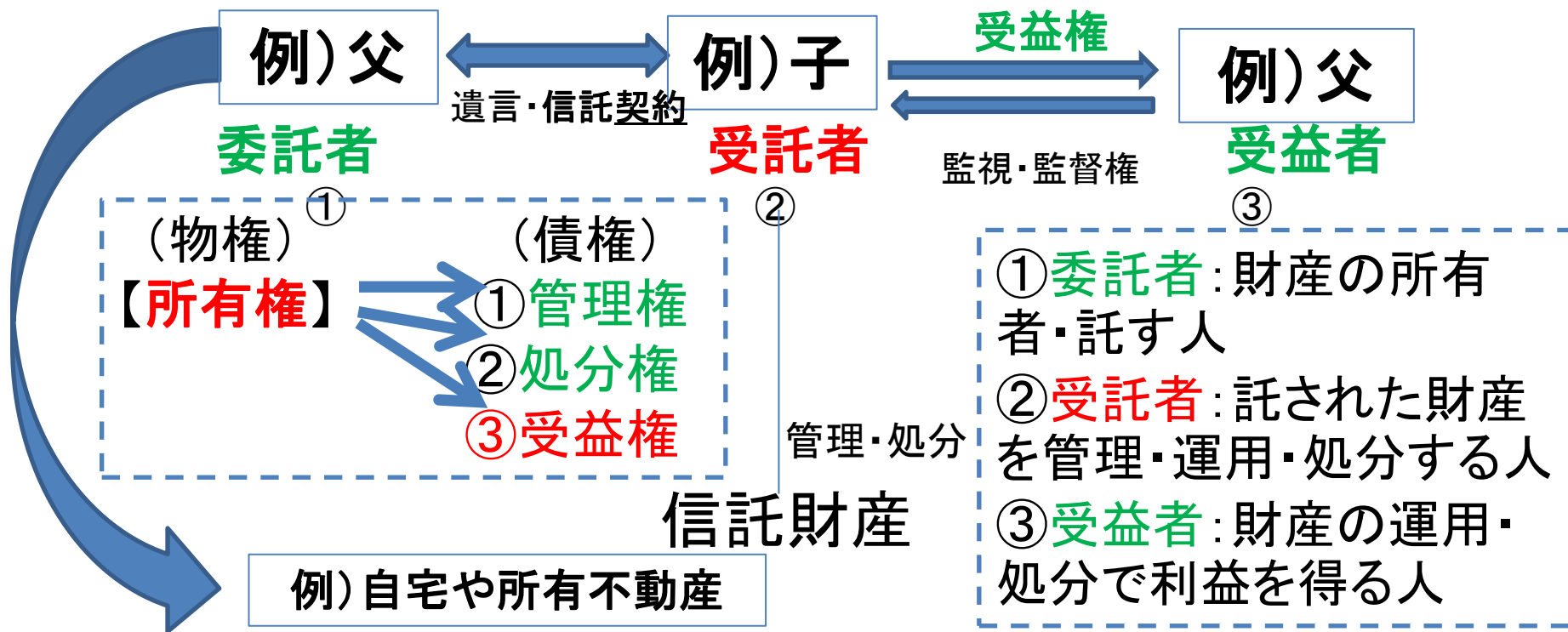
① 委託者（父）：所有する財産を預ける人

② 受託者（子）：財産を預かり、管理・運用・処分。

③ 受益者（父）：財産から受益：実質所有者

※ ①委託者と③受益者が同一の「自益信託」では、②受託者への管理委託と変わらず、財産価値の移動がないので、贈与税の対象外。

家族信託(現代の隠居?)の仕組み



この図のように、①委託者と③受益者が同一(自益信託)の場合、子供等家族に管理を委託します。管理権を②受託者に移転するだけで、財産の移転がなく(贈与税非該当)、家賃等受益権もそのままです。単に、財産の管理を、不動産会社等に委託するのと同じようなイメージです。また、家族以外への報酬等費用の支払いも発生せずローコストです。

生前に、できることはしておきましょう。

- 資産や「人間関係(ファミリー)」等の棚卸
- 荷物の整理(単なる処分ではなく、最適化)
- 資産の管理等 見栄を捨てて、分別管理
- 将来設計＝ライフ・デザイン まだまだ成長
- 健康管理(栄養、運動、休・養) 食＝人＋良
細胞は日々入れ替わる。
体力・体格＜『体質』(企業も同様)
- 税対策(納税見込み。相続ビジネスに要注意)
- 適度にスキマを作って、身軽に。

空き家にならないための対策

あなたの家も、「**空き家予備軍**」であるかもしれません。

1. 「**日頃の管理**」 定期的なチェックと手入れ。
2. 「**相続登記**」の完了、登記簿と現状、その他権利関係。
3. 「共有名義」のものは、「**単独名義**」などにしておくこと。
4. 「**登記済証**」などの書類を点検しておくこと。
5. 「**境界の位置確定**」をしておくこと。
※今の取引は、「**売主側**」に**境界の明示**を求められる。
境界線確定時は時間がかかり、売買も物納も困難に。
6. 「**近隣との申合せ事項**」を整理しておくこと(**越境物等**)。
7. 「荷物の整理」(断捨離)など。**遺品整理**は面倒で高額。

※ **管理の良い家**は、売りやすく貸しやすい「**活きた財産**」。売れない・貸せない「家」は、固定資産税、管理費等の伴う「**負動産**」。

遺品整理で起こる3つのトラブル

① 不法投棄問題

依頼した業者が不法投棄した場合、「廃掃法」で、業者とともに依頼者も処罰。領収書やハガキ等で依頼者特定。安すぎる場合に多い。

② 料金のつり上げ

安い見積金額で契約して、契約外の荷物などを理由に、次々と料金つり上げてくる。

③ 金品の無断持ち出し

整理の現場に立ち会わせない業者に多い。

処分業者**選びのポイント**

- ①電話応対は**丁寧か**? 乱暴は不可!
- ②現場の立合いを拒まないか?
- ③要望に柔軟に対応できるか?
- ④**スタッフ**が信頼出来そうか?
- ⑤遺品整理の**実績**は何件か?
- ⑥必要な知識を勉強しているか?
- ⑦**古物商**の許可

「戸籍」って、何？

- 「戸籍」は、日本国民ひとり一人の出生から死亡までの身分事項を公の帳簿に記録・管理・証明するもの。
 - 人間の一生のサイクル(出生・結婚・離婚・子の誕生・死亡)が登録される。 下記の**※要注意**。
 - 現在は、「一の夫婦と同氏の未婚の子」を単位に編成。
 - これにより、親族関係や相続・扶養等の権利義務関係を証明できます。国籍の証明も。
- ※ 改正・転籍時には、最新情報のみ引継ぎ。**

○まず戸籍の調査から

『戸』・・・家族・親族の集団。「戸」を共有

『籍』・・・団体の一員として登録されること

◆戸籍法は、明治5年(1872年)に導入。
最初の壬申戸籍は、人権問題から封鎖。
明治19年式からが取得可能。

◆最古の戸籍は、670年の庚午年籍。公
地公民。徴税・徴兵を目的に綿密な調査。

我が国の「氏」制度の変遷（総務省）

- 徳川時代 武士以外は、氏の使用は不可に。
- 明治3年太政官布告 平民も氏の**使用可**に。
- 明治8年太政官布告 氏の使用の**義務化**。**兵籍取調べ**の必要性から。
- 明治9年太政官布告 **妻の氏を「実家の氏」に。「夫婦別氏」**をすべての国民に適用した。
- 明治31年民法(旧法)成立 「**家**」の制度の導入により「**家の氏**」を称することに。「**夫婦同氏**」
- 昭和22年改正民法 婚姻に際の**合意**で、夫又は妻の**いずれかの氏**を称することに。**同氏制**

戸籍の歴史、種類、特徴

- **明治5年式**戸籍:「壬申戸籍【非公開】」明治政府
が、徴税と兵役の国民の把握等
 - **明治19年式**戸籍:取得できる最古の戸籍。除籍制
度、番屋敷から**地番表記**に。
 - **明治31年式**戸籍:**旧民法**成立で「**家制度**」導入
 - **大正4年式**戸籍:家族個々人に、両親、生年月日、
戸主との続柄を記載。「**身分登記簿**」を廃止
 - **昭和23年式**戸籍:日本国憲法による改正(民法改
正)。**家制度の廃止**や**女性の権利擁護**
 - **平成6年式**戸籍:コンピューター化
- ※ その他:**除籍簿**(誰もいなくなった戸籍簿)、**改正
原戸籍**(改正前原本)、**付表**(住所歴)

明治19年式戸籍

明治19年10月16日～明治31年7月15日

「戸籍取扱手続」(内務省令第22号)等

家を単位、戸主を中心に、直系と傍系の親族を記載

「**屋敷番**」⇒「**地番**」

出生、死亡、婚姻、養子縁組等も記載。

転籍、家督相続に伴う**除籍制度**の創設

現在入手できる**一番古い様式の戸籍**。

				事項欄		本籍・住所	
		戸主との続柄		主 戸			
X		出生年月日		家族の氏名		前戸主	
		出生年月日		戸主の氏名 父母・父母との続柄			

明治31年式戸籍(情報量が多い)

明治31年7月16日～大正3年12月31日

明治31年、**旧民法成立**で「**家制度(法定)**」導入等により、「**戸籍法**」等改正。

「**家**」を**基本単位**とする戸籍制度が開始。

旧民法では、**人の身分関係**についても**詳細な規定**を設け、本籍地、前戸主、前戸主との続柄、戸主となりたる原因及び年月日(**家督相続**も)、家族との続柄等が記載。

戸籍簿とは別に「**身分登記簿**」が存在。

											事項欄	地籍本
												本籍
												主戸前
戸主との続柄					主 戸							前戸主
出生 出生年月日	家族の氏名	家族との続柄	母 母の氏名	父 父の氏名	出生 出生年月日	戸主の氏名	母 母の氏名	父 父の氏名	前戸主との続柄	前戸主 前戸主の氏名		
						戸主となりたる原因 おおよび年月日						

大正4年式戸籍

大正4年1月1日～昭和22年12月31日

「戸籍法」改正。戸籍事務を市町村役場が行うように。

煩雑な「身分登記簿」を廃止し、「戸籍簿」に一本化。

戸主となりたる原因及び年月日の記載廃止。

家族一人一人に、両親、生年月日、家族の中で占める位置(長男の嫁、孫)などを記載。

											事項欄	録本	
												本籍	
												主戸前	
戸主との続柄						主 戸							
出生	家族の氏名	家族との続柄	母 母の氏名	父 父の氏名	出生年月日	出生	戸主の氏名	母 母の氏名	父 父の氏名	出生年月日	前戸主との続柄	前戸主	
出生年月日													

昭和23年式戸籍(三代戸籍廃止)

昭和23年1月1日～

日本国憲法・新民法に基づく「**戸籍法**」の全面改正等により、現行の戸籍制度が確立。

戸籍の「基本単位」を、「**家**」⇒「**夫婦**」に変更。

「**戸主**」廃止⇒「**筆頭者**(単なる代表者)」に。

「皇族、華族、士族、平民」等身分事項も廃止。

実際に戸籍が改製されたのは昭和32年頃に。

										身分事項	戸籍事項	籍 本
												本籍
												名 氏
出生	母 父		出生	夫又は妻	母 父	出生	夫又は妻	母 父			筆頭者	
出生年月日	母の氏名 父の氏名		出生年月日	氏名	母の氏名 父の氏名	出生年月日	氏名	母の氏名 父の氏名				
	昭和23年				昭和23年			昭和23年				

平成6年式戸籍（電算化、A4横書き）

平成6年12月1日～

戸籍事務を電算化、
コンピュータで管理。

様式：縦書き⇒「横書き」

名称：戸籍謄本⇒
「戸籍全部事項証明書」

戸籍抄本⇒「戸籍
個人事項証明書」

なお、戸籍管理のコンピュータ化の移行状況は、各自治体によって異なります。

本籍 氏名	兵庫県□□□市△△△△△番 ○○○○○
戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成 年 月 日 【改製事由】……………による改製 【削除日】平成 年 月 日
戸籍に記録されている者	【名】○○ 【生年月日】昭和 年 月 日 【配偶者区分】・・・ 【父】○○○○○ 【母】○○○●● 【続柄】・・・
身分事項 出生	【出生年月日】昭和 年 月 日 【出生地】兵庫県□□□市 【届出日】昭和 年 月 日 【届出人】・・・
婚姻	【婚姻日】平成 年 月 日 【配偶者氏名】◇◇◇◆◆ 【従前戸籍】兵庫県□□□市▽▽▽番
戸籍に記録されている者	・ ・ ・ ・
身分事項 出生	
婚姻	

津波てんでんこ

- 「釜石の奇跡」 2011年3月11日の大津波で、小中学生約3000人が即座に避難し、生存率が99.8%に。「津波てんでんこ」には、4つの意味・機能。

- ① 自助原則の強調
- ② 他者避難の促進（自分が範）
「正常性バイアス」対策
- ③ 相互信頼の事前醸成
- ④ 生存者の自責感の低減

- 「津波てんでんこ」は、地域の「家訓」。

イチローが、高校野球を3日間指導。最後に、「みんな、ちゃんとやってね！」これは野球部への「家訓」。

(使える)家訓を作ろう

- 家訓は、まず座右の銘から。
- 「**家訓**」は、行動を促し、家族を導いてくれる地図や羅針盤のようなもの。**我が家**も。
- 「**家族の歴史**」は、さまざまな**教訓**や**生き方**が学べる身近な実例の**宝庫**。先祖の失敗も、貴重な**過去問**。未来に活かす。
- 「**新しい家訓**」で、良い流れに変える。
- 歴代の家族の心の声に耳を傾け、現在の家族を未来へと導く言葉＝**家訓**として。

自分の相(人生)にもライフサイクル

- 生物も人間も、未だ進化・成長の真っ只中
人生を終えるまで成長。 **【老年学】**
- 「**エリクソンの発達8段階説**」
各段階に、人生の**発達課題**があり、**克服**
できれば精神的に**成長**し、出来なければ
挫折、希望を失ったりする。
- ①乳児期(～1.5歳)、②幼児前期(～3歳)、
③遊戯期(～5歳、 ④学童期(～12歳)、
⑤青年期(～18歳)、⑥初期成人期(～40歳)、
⑦壮年期(～64歳)、⑧老年期(65歳～)

壮年期(40~64)・老年期(65~)

・【壮年期:朱夏】 次世代育成能力対停滞
次世代等とのかかわり方、何を残すか自覚
した生き方が肝要。老年期に影響。

・【老年期:白秋】 「自己統合」対「絶望」
発達課題は、人生総決算の「自己統合」

人生や歴史の中で人生の意味を見出す。
発達課題を克服できれば、山あり谷ありな
どと、老年期で「賢さ」を獲得できる。
世代間等との繋がり⇒自己存在感

《おわりに》 “ライフ・デザイン”

人生は「アート」。“人生(相)のアーティスト”として、今の相≡LIFE (生命・生活・人生)を魅力的にデザインして、次世代に。

時を旅する人として、身軽に今を楽しんでください、テーマパーク地球を！

Have a nice Day and LIFE !

一日一日を、健康で、丁寧に、楽しんでいくことが、望ましい相続に至るように思えます。